

## ○岩手県警察緊急配備に関する訓令

(平成10年3月19日警察本部訓令第2号)

〔沿革〕 平成21年3月警察本部訓令第4号、29年12月第14号、令和3年5月第13号改正

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

### 訓令の概要

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第92条の規定及び広域緊急配備要綱（昭和56年5月15日付、警察庁乙刑発第1号、乙保発第3号、乙交発第3号、乙備発第3号。）並びに隣接県警察との広域緊急配備等に関する協定に基づいて行う岩手県警察における緊急配備の実施に関し、必要な事項を定めたもの。